

## 近代中国における機械製洋式貨物の釐金免除とその対象製品の拡大（下）

著者	林原 文子
雑誌名	研究論集
巻	74
ページ	121-135
発行年	2001-08
URL	<a href="http://doi.org/10.18956/00006359">http://doi.org/10.18956/00006359</a>

## 近代中国における機械製洋式貨物の釐金免除と その対象製品の拡大 (下)

林原文子

### (3) 1914、15年以降の実態と政策

#### ①機械製工場の免税許可の実態

免税許可範囲の拡大、許可基準の緩和とともに、本来の機械製工場の免税許可の申請も増加していったのであろうか。

吉田虎男は、マッケイ条約第8条の実施に至るまでの暫行的方法として、「支那産機械製洋式貨物は予め許可を受くるときは、輸出税額に等しき製造税を納付して輸出税、沿岸貿易税及釐金税の免除を受くことを得るの規定を設け、数年前より実行し居り、現今其特典を享有する製造会社は綿糸、綿布、紙、石炭、蠟燭等二十有余種に及べり」と述べている。<sup>41)</sup> また、1914年頃について、『日本外交文書』は、「目下支那ニ於テ内地工業保護ノ目的ヲ以テ沿岸貿易税釐金其他一切ノ内地税ヲ免除スル機械製品ノ数ハ約四十余種ニ達シ居ルニ付キ……」としており、<sup>42)</sup> 輸入品に子口半税を課す一方で、「内国品に対し特別の保護を与へ、現に釐金税を免除せられて居る、機械製洋式貨物が大正三年当時の調査に依っても既に四十余種に達して居た」のであり、輸入品にとっては無視できない課税法となりつつあった。<sup>43)</sup>

この時期この認可行政を引き継いで利用した工場を、幾例かをまず列挙してみよう。

湖南省の和豊火柴公司是前清商部に、ついで民国後工商部に会社の登記をした。現在長江一帯に販売を予定しているので湖北の大冶水泥等公司の「機器仿製洋貨」の例に照らし、「出口第一関」(移出・輸出の際、通過する最初の関卡)に於いて正税一道を納税し、他は免除してもらいたいと、申請した。これに対し、稅務処督辦梁士詒はこう応じた。「鎮江の義生火柴廠にはかつて稅務処が『ただ五分の正税一回を納付するのみで沿途は一律に重複徴収を免除する』という許可を与えた。この外、各処の火柴廠はいまだ『機器仿造洋貨』の納税法の利用を申請していない。以後みなこの度の許可方法にのっとって処理することは、宣統二(1910)年八月

十九日に分容し遵守するよう命じ処置済である。いま湖南省の和豊火柴公司も、成案どおりに処置すべきである。……これは暫時の方法である。将来『国税』が整頓されるか別に火柴税則が決まったとき該公司も一律に措置するように。」さらに加えて、「今後、各処の火柴公司以『機器仿造洋貨』の援用を申請していないものは、各関が案件に照らしてただ正税のみを徴収するように処置してもらいたい。さらに申請して許可を得るには及ばない。もって手続きを省き一律に帰す」と。<sup>44)</sup>

税務処督辦には、1914年に梁士詒が就任しており（任期は1914年5月2日～16年6月22日）、税務処の評価について、「今日に至ってすでに各財政機関を管理整頓させる集中点になっている。……梁士詒が税務処の長となり改革を行い組織を緻密にした。」とも称されている。<sup>45)</sup> 税務処督辦就任時の梁士詒の抱負は明示されていないが、翌年、税務処において大總統に、「自製各工品七種」（麦稈真田、蘭草製の敷物など）の関税減免を申請するなど、産業保護への意図はうかがえる。上記の例においても、減税手続きの簡素化に梁士詒の積極的な姿勢がみられよう。<sup>46)</sup>

この後、甘肅火柴公司（創設者、鄧隆ら）が、原料材木の免税や製品の運輸販売の正税5分税を申請した。税務処は、材木は製品でないとして免税要請を退けたが、製品の5分税については、義生火柴廠のときに許可したとおりだとして、各省の火柴公司以まだ「機器仿造洋貨」の納税法を申請していないものは、すべてこの方法を許可すると重ねて通知している。<sup>47)</sup>

火柴公司についてはその後、京師の丹鳳火柴公司のつぎの例がみられる。「該公司は光緒三十二年二月に、商部から戸部に諮って、裁釐加税の実行以前は『值百抽五統税』（価格の5分の統税）を納付し沿途の関卡では『概免重徴』となる許可を得、かつ崇文門商稅衙門を納税と許可書受領との所と指定し処置済である。ところが……崇文門商稅衙門は価格の見積りも高すぎたため、指示は実施されないまま数年がすぎた。近年出荷も増え……京張張綏鐵路に沿って西北方面に營業を拡大したい。京城から大同まで中間の税関は張家口と殺虎口の二箇所しかない。徴収の税項はあまり高くなく販売はなおやりやすい。……帰化に至れば徴税は一箱に1両3錢2分の巨額になる（1902年改訂海關税率表では、大箱50グロス入り一箱で0.630両、小箱100グロス入りで0.920両）。税單の効力は包頭までしか及ばず、これより西は関卡が林立しており、……洋貨（輸入商品）が子口税單一つで通行に障害がないのとは天地の差である。ゆえに洋貨は陝西、甘肅、新疆等の地方に販路を延ばし、（該）公司の貨物は帰化止まりである。……思うに現在『内地機器製造貨物完納統税』（内地の機械製造貨物は統税を納付すること）の事項は税務処の統括に改められた。……公司の貨物の遠方への輸送販売は『完納統税概免重徴』（統税を納付しすべて重複徴収を免除する）を許可していただきたい。」税務処督辦梁士詒は、鎮江の義生火柴公司の製品課税法にのっとって、かつて本処は、鎮江関が5分正税一回のみで「概免沿途税釐」（沿途の税釐はすべて免除すること）を許可した、として同様の扱いを

した。<sup>48)</sup>

また、綿布について、沙市の雲錦機器織布会社はつぎのように申請した。「農商部に登記をして鑑札を拝受した。ただ、上海、漢口の民辦の織業各工廠はみな輸送販売のとき、『ただ正税一回を納付するのみで沿途はすべて重複徴収しない』となっている。私どもは沙市地方に機器織布廠を建設し専ら本国の棉紗を用い愛国布及び各種の花布（模様のある布）を製造している。……運送販売時に、『正税一回』の納税のみにして、商民の困難を救っていただきたい。」

これを受けた宜昌関の監督は、確かに機器製造の布疋であると認め、税務処に取りついで。税務処督辦梁士詒は「華商が機器を用いて布疋を製造する場合、しばしば本処が五分の正税のみで沿途で重複徴収しないことを許可している」として、雲錦機器織布会社にも、同様の措置を許可し、各関監督、総稅務司に指示を出した。そしてここでも「国税」が整頓されるか別に布疋税則が制定されるまでの暫行辦法であるとことわっている。<sup>49)</sup>

紡績工場に付設する機械製の織布工場あるいは一般の機械製織布工場は、先にも例示したように、申請によって、機械製国産品の免税措置を受けた。さらにつぎのような事例がある。亜通織布有限公司は、宣統二（1910）年、広州彩虹橋地方に創設された工場である。「西洋の反物を模倣して織布製造の研究」を行なったが、販路を延ばすことが出来ず、1914年に免税を申請した。粵海関監督の審査によれば当該会社の綿布は確かに「機器（機械）を用いて洋式を模倣したもの」である。この申請に対し、税務処督辦梁士詒は、各所の華商の機械製洋式綿布はしばしば「ただ正税一回のみを納付し沿途はすべて重複徴税を免除する」許可を行ってきていることを挙げ、亜通織布有限公司についても、製出した綿布は出荷後に通過する第一海関で5分の正税を一回納付するのみで、不正がなければ、重ねては徴税しないことを認め、この種の「機器貨税」は実業振興の暫定的方法であることも付記している。ここでは、「機器製造」であることが洋式綿布として優遇措置を受ける基準であったことが示されている。<sup>50)</sup>

これらの事例は機器洋貨模倣品の課税の特典を享受したのであるが、また逆の面からみれば、民国初期段階で、必ずしも全国的にこうした免税措置が行き渡っていなかったことをも示唆している。

## ②免税措置の政策上の裏付け：「成例」から成文へ

機械製品の流通税減免政策の普及は、日本の外務省が目にしたように、清末の「利権回収熱」前後以降のように見られる。しかし、「未だ充分一般に徹底せなかつたと共に、實際の辦法が区区（まちまち）であつた」。<sup>51)</sup>

課税方式を統一化する過程として、梁士詒が税務処督辦の任にあった1915年、機械製模倣製品に関して、総稅務司と各関監督に発したつぎの指示を挙げることができる。

「機器仿製洋貨納税辦法では、従来、出口第一海関が正税一回を徴収し運單を与える。沿途

の各関卡は貨物と運單が相一致すれば更には（税釐を）徴収しない。……この案件はすでに処理済である。ただ現在風気が開け内地で工場を設立し洋貨を仿製するものが日に増えてきた。海関から遠いものは運單の受領に手数がかかる。その上各関は、この種の運單の書式名称が多くは不揃いであり、このため沿途、検査し通行させる際に障害が生じないとは限らない。…そこで本処は画一の運單と簡章を定める…。」

税務処は財政部と協議後、「機器仿製洋式貨物運單」の様式と、「海常関與釐金各口卡發給機製洋貨運單辦法簡章」六条とを制定した。それには、崇文門落地税（到着地釐金）は（皇室費用であるため）免除の対象外としたが、機製洋式貨物が最初に通過する税関（海関、常関、釐金局、分局を含む）で5分正税の納税手続きの便を図るべきこと、また常関管理下の口卡や釐金口卡は、もし運單内の移輸出先地点に海関を経過する場合は、該口卡より發給する運單の号数、貨物件数、税銀数目を經過する第一海関の監督に報告し、……該口卡が代收した税銀は毎週該海関に送金して確認し収納せしむ、若し海関を経過せざるものなる時は、該口卡は規定に照らして「各該主管機關」に報告し送金すべし……等を指示した。「機器仿製洋式貨物運單」にも、最初の第一関で納めるべき税釐を「実質価格の5分の正税一回」（「切実値百抽五正税一道」）と明記してあった。そして、商人が申請した貨物を指定地に運單の有効期限（12カ月）内に移送し、不正なき場合は、その他の関卡は「一律に重複徴収を免除」（「概免重徴」）し、あるいは「それ以上は一切の税釐を徴収せず、かつ難題をふっかけて流通を阻害してはならない」（「不再徴一切税釐並不得留難阻滯」）として、役人による流通妨害の排除と画一化を期していた。<sup>52)</sup>

1917年、財政部は「機器仿造洋貨給發運單免稅辦法」を考案した。

（一）綿糸および外国品模倣の綿布については、1. 1858年の一般税率表に掲載しているものは（すべての地域の工場に）まず同表によって課税し、2. 同表に無くて1902年の新輸入税率表に掲載してあるのは同表によって課税し、3. いずれの税率表にも無いものには従価五分税を課す。4. この外一切の内地税を免除する。（二）その他の工場製品については、新輸入税率表に掲載してあるものは同表によって課税し、そうでないものは従価五分税を課す。……一旦上記の税を海関または附近の内地税局に納めれば、特定の証書を与えられ、全国各地に転運する場合に一切の内地税を免除するものとす。<sup>53)</sup>

この機械製綿糸綿布およびその他の機製洋式貨物に関し、1917年4月の檔案史料によって、税率査定の事情を見ておこう。税務処から外務部への咨文によればつぎのようであった。

「華洋商廠の機製の……綿織品はかつて、正税一道の納付のみで沿途の税釐の重複徴収を免除したものは、貨物輸送輸出のとき、納付する正税税率の軽重は統一されていなかった。上海、湖北の二カ処の機製洋式綿貨は、『旧則』にしたがって出口税を徴収するものもあれば、実質五分により徴収するものもあった。他処にいたっては、又価格を見積もって徴収し、同一貨物

で税率が異なった。……綿製品は日用品である。その税率は軽くすべきである。この後すべて国内の華洋機廠の各種洋式綿製品は、『旧則』にしたがって徴収する。その商品が『旧則』に記載されていないものは、『新則』で徴収する。『新則』にも掲載されていないものにして初めて、価格を見積もり徴収する。『新式手機を用い各種洋式綿貨を模倣したものは』、また此れに照らして処置することを許可する」と。<sup>54)</sup>

上記、綿糸綿布でいう「旧則」とは、咸豊八（1858）年の輸出税則をいい（綿糸で1担銀0.7両）、「新則」とはその後44年を経て、実質5分に改訂することを意図した光緒二十八（1902）年の輸入税則を指す（綿糸で1担銀0.95両）。同じ5分税でも一般に、咸豊税則の税額が一番低く、ついで1902年改訂税則による額が低く、価格を見積もる方法は時価を反映してもっとも高くなる。税務処は、税率に関してこの時期に統一的方法を示したのであり、それは順次、より低い税率から適用するという原則に基づいていたのである。

また、「新式手機を用い各種洋式綿貨を模倣」した製品とは、取りも直さず、鉄輪等を用いた自動足踏織機による改良品のこととみられ、「工場ノ機械製品ト旧来ノ手織品トヲ問ハズ外国形綿布ハ総テ此減税ノ特権ヲ有ス…」ることになった。<sup>55)</sup>

前章でのべた改良綿糸布への免税拡大は、「成例」に依拠するのではなく、明確に成文化されたのである。

また、綿糸布以外の貨物に関しても、「従来の『成案』で、みな実質五分一回を徴税し沿途の税釐の重複徴収を免除している。これは本来、実業奨励のために行っていることである。ただ現在、日に物価が上昇し価格を見積もって徴収するとあるものは、『新則』に比べ税が倍加する。コストが過重になり売れ行きが甚だ困難になり、殊に奨励の初志に反する。……この後、みな『新則』に照らして徴税する。『新則』に無いものにして初めて価格を見積もって徴税する。以上の各事項は本年5月16日より、各関一律に実行させる。……」と、（綿糸布以外の貨物については「旧則」は無いため）「新則」を優先して税額負担を軽減し、かつ対象製品の拡大を意味しており、それはのちの1920年の規定に、より明確に示されることになる。

綿糸綿布を主としたこの咨文は、「国内華洋商廠機製各種洋式綿貨納税辦法」として4月23日に総税務司を通して各関税務司に遵守するよう通達された。<sup>56)</sup>

1917年の辦法は機械製洋式貨物全般について、付記のかたちをとっていたが、1920年6月に税務処は独立して正式に取り上げ、「機製洋式貨物税現行辦法」五章を編纂改訂し、7月、財政部、税務処合同で公布し、取り扱い方を明示し、対象製品の拡大を意図した。

その第一章総則には、

「第一条、機械製洋式貨物にして凡そ海外に輸出するものは一切の税釐を免除す。国内に移出するものは経過する第一関〔海関常関釐金局卡は均く第一関となすべし〕が、正税一回を徴収し運単を給与し、京師崇文門の落地税を除く外、その余の税釐は概ね納付を免除する。

第二条、各機械工場の製成する貨物にして、曾て批准を経たものには特別待遇〔すなわち旧来一税の外、重徴せざるの特例〕を与えあまねく通知するべし。出願を聞き届けなお認可済とならざるものも、能く本辦法内所列の各条辦法に照らして辦理すべし。〕

このほか、第三章〔運銷国内〕第四条では貨物の国内移輸に関して、二方法を示して、商人が一方法を選ぶ便宜をゆるした。すなわち、1919年の新税則に照らして納付するか、あるいは従価5分に按じて納付するか、悉く商人の選択に任せた。もし棉貨であれば「旧則」〔すなわち咸豊税則及び光緒二十八年輸入税則内の棉貨一部分に関する税則〕に照らして徴税する、と規定した。<sup>57)</sup>

第一章第一条で、海外輸出の洋式貨物の税釐が一切免除されたことが注目されるが、もとよりこの時期の国内機械製工場の発展を背景とし、第一次世界大戦後の「商戦」に対応するためである。この事項は、「三友工廠」等の要請により「中華工商協會公挙代表虞和徳」等が提出した申請に基づくものであり、1920年5月22日付けで大總統の許可を得たのである。<sup>58)</sup>

つぎに第三章の国内移輸の5分税率に関して、1919年の新税則について拙稿で述べたように、実際の輸入税率は綿糸において、日本糸20番手の場合4.0～3.9%、16番手で3.9～3.7%であった。決定された時点ですでに市価の従価5分に満たない低い税率だったのである。<sup>59)</sup>したがって1920年の「機製洋式貨物税現行辦法」も、より低い税率を商工業者が選択できる方法を準備していた、という点で、1917年の規定と基本的に同じ方向を目指すものである。

これらの条文を総合するに、目的とするところは、国内機械製品、洋貨模倣品の国内移出、海外輸出の奨励であることが明瞭であり、繰り返し法規を整備することによって、販路拡大の効果を向上させるべく、その確認に努めていたのである。

もう一点、吟味すべきことは、内地に所在する機械工場が貨物を移送する際、納税可能な第一関として、「内地常関釐金局カ」と明記している点である。1915、20年の規定はともに貨物が海関を通過しない場合、該口カは「各該主管機関」に報告し送金する、と定めている。当時政府は釐金を一面、税収としても重視し、列強が把握する海関に対比して、より直接的な釐金の管理をもくろんだともみられよう。この点はのちにまた触れる。

#### (4) 洋貨模倣品の税釐減免措置への評価

以上のような中国政府の政策について、中国の税関に勤務した経歴を持つ高柳松一郎は、1918、9年頃、綿製品に関しつぎのように評価している。

「要スルニ支那ニ於ケル綿業ハ……今尚試験時代ニ属スルモノト謂フベシ、此試験時代ヨリ将来如何ナル發展ヲ為スベキヤハ主トシテ支那政府ノ經濟政策如何ニ因ルモノナリ、……民国共和政府ハ政治上ノ革新ト共ニ実業振興ノ急務ナルヲ認メ、綿工業奨励ニ対シテ多少意ヲ用フル所アリタリ……国内動乱ノ際此等ノ法令（公司保息条例、植棉製糖牧羊奨励条例）ガ如何ナ

ル程度迄実施セラレ居ルヤハ疑問ナレドモ、綿布ノ減税ニ付イテハ民国六年四月二十六日華洋商廠機製棉類課税法ヲ頒布シテ切実ニ効果ヲ挙ゲツムアリ…」。<sup>60)</sup>

1917年の政府規定によって日中間の綿製品の負担の軽重を比較すれば、中国製品は1. 1858年の税率表の従量税を賦課される場合においてもっとも有利な立場にあり、2. 1902年の税率表に依って従量税または従価5分税を賦課される場合においても、内国関税もしくはこれに代わるべき、外国輸入品には（輸入税5分の外）賦課される子口税分だけ、すなわち少なくとも従価2分5厘に相当する税額を軽減することが出来る。中国製品が製造地において消費される場合には何らの負担なきことも有利である。日中間で競争する位置にある製品を比較すれば、関税負担額は以下のようになる。

中国製品			日本製品（輸入関税）		
綿織糸	一担	0.700両	綿織糸	一担	0.950両
生金巾及シーチング	一疋		生金巾及シーチング	一疋	
巾34吋以上、長40碼未滿		0.080	巾40吋長40碼未滿		
			7 封度以下		0.050
			9 封度未滿		0.080
			11封度未滿		0.110
			11封度以上		0.120
ドリルス及ジーンズ	一疋		ドリルス		
巾30吋、長30碼未滿		0.075	巾31吋長40碼未滿		0.100
巾30吋、長40碼未滿		0.100	(封度の差による)	～	0.125
			ジーンズ		
			巾31吋長30碼未滿		0.090
			巾31吋長40碼未滿		0.120

：高柳「日支綿工業ト支那ノ関税」(二) 大正8年2月。42～43頁。

日本製品（及び外国製品）には輸入税のほか、さらに釐金等内国関税か子口税が賦課される点で、国内製品への5分正税のみの賦課は有効な保護政策だと把握せざるをえなかったのである。同様の論調は他にもみられる。「殊に政府の出資による奨励保護法の如きは、政府財政の窮迫により殆ど空文に帰し実現されたるものを見ず。……ただ消極的保護奨励策として、関税または釐金の減免あるいは営業独占法の如きは、相当の効果を挙げ居れるものあり」。<sup>61)</sup>

たしかに具体例として、他の業種においても、技術の未熟な国内工場に裨益があったと考えられる事例がある。清末、マッチ製造業では、天津商人の経営による北洋天津火柴会社が資本金5万元で開業された。ドイツ式の日本製機械16台をもって日に平均20箱を生産し、将来50箱



にまで拡大する予定で「品質優等ニシテ一般ノ氣受」が好かった。また、北京に創設された丹鳳火柴公司是、一日20箱程度を生産し「品質ハ良好」だった。設立後2年間は損失を出したが4年目より利潤を見るようになった。ところでこれらの工場は、「労銀ノ低廉ト釐金ノ免除トニヨリ外国輸入品ニ対シ活発ニ競争シツムアル状態ナレハ注目スヘキ工業ノ一タルヲ失ハス」と見做されている。

また天津造胰有限公司は、まず3000両内外を資本としドイツ商より2馬力の石鹼製造機械1台を購入した。さらに資本金を2万元とし、また新式機械を日本より取り寄せ品質の向上を図った。このほか教社の石鹼工場が挙げられているが、一般に中国製石鹼は柔軟にすぎて外国品より劣るが、「唯以上何レモ釐金ノ免除アルヲ以テ若干地方ニ向テ販路ヲ拡張シツムアル由ナリ」と報告されている。<sup>62)</sup>

むしろ釐金を免除された企業すべてが、この制度の主旨を生かし国貨の販路拡大、品質向上に努めていたわけではない。たとえば長嶺の天恵壟牧公司（ソーダ粉末製造）は、1915年7月に「洋式貨物税辦法」によって免釐の許可を受けたが、その後品質が低下したため暫時、許可を取り消された。ついで該公司是化学の技術者を招聘し技術改良に努めた結果、蒙古製碱公司の純粋な製品と同等になったとして、1918年に再び釐金免除の許可を得た。<sup>63)</sup>

また税務処が品質管理の問題を等閑視していなかったことはつぎの点にも示されている。さきに挙げた1920年税務処の「機製洋式貨物税現行辦法」に関して、賈士毅の著書の記載を取り挙げて、檔案史料と比較すると、賈士毅所載の「辦法」が品質向上の観点から、のちに作成した改訂版であることが判明する。賈士毅の「財政部税務処会訂機製洋式貨物税現行辦法」には、その作成年月が示されておらず、総則第一章第一条の後に、先に引用した1920年版「機製洋式貨物税現行辦法」とは異なる項目すなわち、第二条として、「機器仿製洋式貨物は、教育品類、機械類、布匹棉紗毛織物、及その他各種工芸品を以て限る」との一項目が入り、もとの第二条が第三条に繰り下げられていることが注目される。<sup>64)</sup>

その意味について、1924年7月24日付けの、税務処から外交総長あての咨文を参考に供しておこう。「……年来、各公司工廠は、その製品の優劣如何を問わず、コストを削減しようとして……機製洋貨に照らして納税しようとする。……化粧品、食物、薬材の三項はもっとも複雑である。……その他に各種工芸品の一項を加え、商民を技術競争に赴かせ、もって実業を奨励することを提議したい。……各公司工廠の貨物で確かに機器を用い洋式を模倣して製出されかつ品質が優良の……ものは即ち条文に列举した各類に入れる以外、工芸品に繰り入れて申請させ審査処理してよい。従前すでに許可を得た化粧品、食物、薬材等の類は、……三年を有効期限とし……該商等が果して商品を改良するなら三年の期限後なお工芸品に照らして申請すれば、審査、処置し引き続き有効とする。」<sup>65)</sup>

このようにして、新しい第二条が挿入されたのであり、「機器製」の品質の審査監督も国貨

奨励の必要不可欠な部分であった。この1924年の改訂は、農商部の発議により合議後「財政部 稅務処會訂機製洋式貨物稅現行辦法」として公布したもので、その趣旨は「劣悪品の製造者」がこの制度を利用する弊害を除去することにあつたとみられる。

### （5）洋式貨物稅の適用を受けた企業の業種別、時系列分類

ところで機械製工場品の課稅については見落としはならない一項がある。開港場において經營する外国人の工場製品も、1896年に締結された日清通商條約附屬議定書第三条の規定によって、同様の課稅の取り扱いを受けるものとされていた点である。また綿糸および外国品模仿の綿布について、1917年の課稅規定に「内外人ノ工場製品ヲ間ハズ同一ノ取扱ヲ為ス」という点を重ねて示している。<sup>66)</sup>

稅務処が編纂した『稅務処一覽統計表不分卷』に依拠してこの点を考察してみよう。その「核准華洋商廠機製洋式貨物照暫行稅法完稅年月事項一覽表」の光緒八年の上海機器織布局から宣統三年十二月分までの史料によると、許可年代別、業種別では、許可を受けた企業は以下のように分類される。当該工場の製品が複數種類の場合は代表的と見られるものを取り挙げた。光緒三十年代以降の企業名は参考までに一企業のみにして他は省略した。光緒二十五年までは總理衙門が、その後光緒三十二年閏四月までは外務部が審査し許可した。ただこの史料は、他の史料と照合すると網羅的でないと思われることは後述するとおりである。<sup>67)</sup>

品目別 許可年	企業名	綿布	綿糸	紙	マッチ	石鹼蠟燭	煙草	ガラス	他	件数
光緒8年	上海機器織布局	1								1
17	上海機器軋花紡織局	1								1
19	湖北機器織布局	1								1
19	倫草造紙公司			1						1
25	德興火柴公司				1					1
28	公茂廠					1				1
29	鴻昌肥皂公司ほか	1				1				2
30	北洋煙草公司ほか						3		1	4
31	耀徐玻璃公司							1		1
32	青城機器造紙廠ほか			1		2	1	1	4	9
33	江西磁業有限公司ほか			1					2	3
34	上海宏興機器織布局ほか	1	1			1		1	3	7
宣統元年	天津教育品製造所ほか	1	2			5			3	11
2	競立洋燭公司ほか				1	9			5	15
3	正大火柴公司ほか				1	1	2			4
合計		6	6	3	20	6	3	3	18	62

以上の62企業について、その資本の国籍を見ると、光緒二十五年に許可を得た「徳興火柴公司」が英国、宣統二年の「白礼氏洋燭公司」が英国、同年の「固本肥皂廠」がドイツ、宣統三年の「桑茂洋行」(石鹼)が日本である外は、58企業すべてが中国の資本である。<sup>68)</sup>

ついで民国初期の状況はどのようであったのか。おなじ史料の「核准華洋商廠機製洋式貨物照暫行税法完税年月事項一覧表」の1912年分および「覈准華洋商廠出品照機製洋貨例徵税年月事項一覧表」の1913年分から1921年分までの企業件数をまとめると以下のようになる。

品目別 許可年	綿布	綿糸	紙	マッチ	石鹼蠟燭	煙草	ガラス	靴下	各種織物	他	件数
1912年		1								2	3
1913	1	17		1	5					3	27
1914	5	2	1	2	2					4	16
1915	78	1	4	5	2	1	1	1		11	104
1916	5	1	1	2	8	2				9	28
1917	13	4	2		10			4	4	12	49
1918	8	9		1	2			10	4	11	45
1919	8	2		1	3			15	6	20	55
1920	13	9	2		10	1		15	10	27	87
1921	16	11		4	16			22	12	32	113
合計	147	57	10	16	58	4	1	67	36	131	527

この内、外国資本とみられるのは(中外合資を含む)、以下のものである。

1912年 無し

1913年 5企業 日本：瑞宝洋行(石鹼)。内外棉花股分公司(綿布綿糸)。  
米国：永昌洋行(石鹼蠟燭)。開乾洋行(石鹼蠟燭)。  
英国：怡和洋行楊樹浦棉紗廠(綿糸)。

1914年 3企業 米国：美孚洋行機製洋燭廠(蠟燭)。  
英国：三新紡織公司(綿布綿糸)。  
德国：志誠洋行(石鹼)。

1915年 3企業 日本：華章造紙廠(紙)。  
英国：怡德行(鉄桶)。亜細亜煤油公司(鉄桶)。

1916年 3企業 米国：美孚洋行洋燭廠(蠟燭)。  
英国：白礼氏洋燭公司(石鹼)。  
德国：徳信洋行(石鹼)。

1917年 2企業 日本：中国電気興行公司(金属線電球)。  
俄国：俄華光潤造贖公司(石鹼)。

近代中国における機械製洋式貨物の蓋金免除とその対象製品の拡大（下）

- 1918年 3企業 日本：中国電球公司（電燈球）。日華紡紗株式会社（綿糸綿布）。  
米国：奇異安迪生電機工廠（電燈）。
- 1919年 4企業 日本：東亜火柴公司（マッチ）。  
中国・美国・日本：中国電気公司（「電料物品」）。  
仏国：百代公司（「話匣話盤」蓄音機、レコード?）。  
英国：Messrs. S. Moutrie & Co. 洋琴廠（「洋琴」もしくはピアノ）。
- 1920年 6企業 仏国：中法造燭公司（石鹼）。  
英国：江蘇薬水廠（塩酸）。天津東方機器廠（機械）。  
英商中国肥皂洋燭有限公司（石鹼、蠟燭）。  
日本：東亜蛋粉股分公司（ビスケット）。中華皮革廠（各種皮革等）。
- 1921年 9企業 英国：厚昌洋行（石鹼）。亞細亞火油工司（蠟燭）。新惠洋行（石鹼）。  
日本：東亜紡績株式会社（木綿糸）。豊田紡織廠（木綿糸、綿糸）。  
工商有限公司（ホウロウ洗面器等）。康泰絨布廠（綿ネル）。  
中華火柴股分有限公司（マッチ）  
スイス：化学物品製造公司（石鹼、グリセリン）。

これらの数値の正確さについてはなお慎重を要する。根岸信は、この特典は当初外国人には秘密にされていたが漏洩し、同様請願するもの相次ぎ、「現時上海に於て該特典を得たるものは日本の三井、日信、有信、瑞宝、佐藤、独逸の瑞記、固本、英のチャードン、エルバーと、米のインターナショナル等四十七会社」ある、と述べており、この数値が累計であるとしても、1913年頃の上記資料の数値とはかなりの開きがある。<sup>69)</sup>

したがって、公式記録における登記漏れの可能性を念頭に置きながら、上記の整理から大枠での傾向を指摘してみよう。

業種別で織物関係、綿糸、石鹼、蠟燭等の軽工業が圧倒的に多いのは、当然のこととしてこれ以上は触れない。

まず、税務処の資料でみるかぎり、1912年から21年までの外国企業数の合計は、38となり、許可を得た全企業527社の約7.2%である。1割に満たない数字であり、洋貨模倣品への優遇税制は少なくとも民初の10年間、おもに中国資本のために有効であったといえよう。

つぎに、背景となる全国の工場企業数との比較でも検討せねばならないが、許可企業数は、1915年を別としてほぼ年々増加の傾向にあることが分かる。

この1915年の104件という数字は突出しているが、その75%に相当する78件という許可件数は綿布にたいしてである。さらにその内76件が、同年12月、天津の織布工場が一括申請し許可を得たものであった。さきに「手織り洋式綿布への適用拡大：天津」の項で述べた内容と符合

するのである。ここに列举された76工場名の筆頭にあるのは「北馬路考工廠」となっているが、清末やはり北洋実業新政の過程で織布業改良の先導的役割を果たした機関の一つであった。

そして、許可を受けた企業の増加の程度は、民国10年の113企業に至る傾向からみるに、推測の域をでないが、上昇傾向にあるようにみられ、少なくとも企業が、この税制を効果的であると認識しはじめ、利用数が拡大しつつあるように考えられる。

許可を得た工場の設立地点は、1913年では、27企業中、17企業（約63%）を上海で占め、残りは天津3、寧波3、とつづく。これが1921年では、113企業に対して依然上海が69企業（約58%）と第一位であるが、相対的割合が減るとともに、松江、營口、吉林、奉天等の北方や、甘肅、福州などの地方も増加している。内地工場による利用方法が簡便化されるとともに、広くこの制度の利用価値が認められ始めたと言えるのではないか。「本辦法（機械製洋式貨物に対する免税）は、現時支那における唯一の産業保護法と言ってよいもの」と断言する評価もみられる所以であろう。<sup>70</sup>

他方で異なる評価もある。金體乾は、「……記述に値する一つの特例は、即ち機器仿造の外貨（国産洋貨）が相当の優待を得ていることである。……この種の方法は国貨奨励の方策のようであるが、全国の貿易の状況から言えばその効果は甚だわずかである」とのべている。<sup>71</sup> 無論、全国の企業数からみれば、目に見える成果を挙げたと言い切ることはできないであろう。しかし、本稿では、企業発展の一手段として「唯一」ともいえる産業保護法が実施され、たしかに機能していたことを確認しておきたい。

ただ重ねて注意しておくべきことは、税釐減免の審査、判断を行なった財政部、税務処が、「機製洋貨完税之案」推進の理由を、一貫して国貨奨励にのみ置いていたのではなく、税収の面にもおいていたことである。既述のようにこの税則の端源は上海機器織布局の一件にあったが、企業の増加に伴い、1924年8月、税務処督辦高凌霨はつぎのように述べている。

「国内工廠は日増しに多くなっている。……ただ前項辦法一稅（「機製洋貨完税之案」）を以て再徵収しないのは内地の稅釐（收入）に損である。……「真正洋貨」（輸入洋貨）で内地に輸送販売される場合は、海関の子口半稅を納付する外に、内地も亦それ以上は稅釐を徵収できない。機製洋式貨物は、内地に工廠を設置するものが、輸送販売にあたって海関を通過しないとき、内地はなおその一回の正稅を徵収でき、そのほうがまだしも良い。かつ工廠が日に増加すれば原料も多くなり、原料の稅釐は決して免除しない。……転じて内地稅釐に裨益する。……」

要するに中国政府が把握する税収面からみれば、海関で子口半稅を徵収することも一方法であるが、内地の機械製洋式貨物の正稅一回が常關、釐局等口カの「各該主管機關」に送金される（「海常關與釐金各口卡發給機製洋貨運單辦法簡章」「機製洋式貨物稅現行辦法」）ほうがより直接的な掌握につながるとして、政府が「機製洋貨完税之案」を奨励した一理由だと受け取

れるのである（当該時期によって「各該主管機関」とは、各省財政司等地方当局の場合も、また中央財政部直轄の各省财政厅等の機構の場合も想定される）。その場合は、外国資本の工場であっても対象内となるのである。またこの公文書はつづけて、洋商が在华工廠を設置すれば労働力と材料を中国に求め、中国の原料市場の開拓と労働者の技術向上、生計の確保にとっても効果がある可能性を指摘し、「本処は、機製洋式貨物の（徴税）方法の発展に対し、従来積極的に進めることを主張してきた」とのべている。<sup>72)</sup>

このうち中国国内で工場を設立する外国企業が増加してゆけば、中国資本と同様の優遇措置を受けることは可能である。また外国企業は自己資本のみにいっそう有利な優待条件を要求してくることも生じうる。そのとき政府は、中国資本の国貨のみにどのような奨励措置を取ることが出来るかが問われることになるのである。

## おわりに

正税5分以外の税釐免除の措置は、起源は李鴻章の上海機器織布局に遡るが、利用増加の要因としては、マッケー条約での従価1割の統一的出廠税（工場出荷税；釐金の一種）で内地通過税に代えるという提議をきっかけに、中国政府が臨時の措置と称して、従価5分の正税のみでよいと確認したこと、その後政府が再三、法規の整備、統一により利用の便宜をはかったことも大いに関係しているであろう。ただこれらの便宜に関していえば、実施に際し、税務処督辦梁士詒の意図したような手続きの簡略化は、各関卡に浸透しなかったようである。基本的に各件ごとに申請、許可という手順をとらねばならず、決定は政府に委ねられていた。が、しかし当面、国内企業とくに中国資本の企業にとって、コスト削減に利用し得る方法として実質的な存在価値をもったといえる。

むしろ、中国の商工業者はこの暫定的措置に満足していたのではない。1914年3月、全国商會聯合会は、全国21商會の参加を得て、上海で第一回大會を催したが、同會がその後6月に國務院に提出した「修改税釐請願書」には、「釐卡常関の撤廃」そのものを提起していた。<sup>73)</sup>

また民間の「中華国貨維持會」は1912年から活動を展開していたが、14年7月、「商界聯合會」と合同で、政府に「修改税則請願書」を提出した。そのなかに「洋商の在华製造税を増加充足するよう課税し以て約章に符合させ、他方仿造品の税を軽減し以て国貨に利益を与えるべきである。……マッケー条約第八款第九節内には、洋貨で中国内に機器製造廠を設立するものは出廠税を納付すべきで、その額は輸入税に倍する云々と。このたび輸入税率の増加はすでに則例（定例）に決めてあり、外人の在华製造税をその倍数にして充足させることは条約に明らかである。（条約の定める）輸入税十二、五％に照らして計算すれば、製造税は二十五％になる。一方中国人の創立する各種工廠のうち（洋貨）模仿品を製造するものに関しては、いくらを納税するかは中国政府が本来自由に制定する権利を所有し、外人は干渉できないのである。

……」。<sup>74)</sup>

商工業者の論理の筋は通っており言辞は確固としている。洋貨模倣品への5分の課税法が維持、拡大していったのは、一面でこのような商工業者の強硬な議論に支えられていたのであり、こののちの国内製品への課税問題は、関税問題とからんで関税自主権回収の方向へと進むことになる。

## 註

- 41) 吉田虎男『支那関税及釐金制度』北文館、1915年、178頁。
- 42) 『日本外交文書』大正3年第2冊211文書。
- 43) 「支那関税問題」『支那』8-10、大正6年5月。
- 44) 『政府公報』第921号、民国3年11月27日。
- 45) 『中国関税問題』民国8年、128～129頁。
- 46) 岑学吕著『三水梁燕孫先生年譜』文星書店、1962年、上冊186、231～232頁；中国現代史料叢書所收。税務処督辦は1916年6月に孫寶琦が引き継いだ。
- 47) 『政府公報』945号、民国3年12月21日。
- 48) 『政府公報』1024号、民国4年3月16日。
- 49) 『政府公報』第921号、民国3年11月27日。
- 50) 『政府公報分類彙編』賦税、123～124頁、民国3年7月16日。『政府公報』796号、民国3年7月24日。
- 51) 木村増太郎「釐金とは何ぞや(下)」『支那』17-5、大正15年5月。
- 52) 『政府公報』1265号、民国4年11月15日。
- 53) 『支那関税制度論』377～378頁。高柳松一郎「日支綿工業ト支那ノ関税」(二)『国家学会雑誌』33巻-2号、大正8年2月1日、41～42頁。
- 54) 台湾中央研究院近代史研究所 外交部檔案、编号03-19、函号118、宗号118、冊号7、「税務処訂機製洋式貨物納税辦法案」。
- 55) 『支那関税制度論』378頁。
- 56) 註54) と同じ。
- 57) 近代史研究所 外交部檔案、03-19,132,132,1、「税務処擬訂機製洋式貨物納税辦法案」。『支那』12-4、大正10年4月、「財政部税務処會訂機製洋式貨物納税現行辦法」。
- 58) 前掲外交部檔案。
- 59) 拙稿「中国関税問題と日本の紡績資本——1910年代から20年代へ——」『20世紀中国と日本』上巻；『世界のなかの日中関係』、法律文化社、1996年、82頁。
- 60) 高柳松一郎「日支綿工業ト支那ノ関税」(一)『国家学会雑誌』33巻-1号、大正8年1月1日、31頁。
- 61) 東亜同文会調査編纂部『支那年鑑』第四回、(例言末尾に大正9年11月)、1133～1138頁。

近代中国における機械製洋式貨物の釐金免除とその対象製品の拡大（下）

- 62) 『清国ニ於ケル利権回収熱ニ基ク各種企業並ニ保護政策調査報告第一輯』125～128頁；明治42年12月5日在天津総領事小幡西吉報告。
- 63) 『稅務処一覽統計表不分卷』「覈准華洋商廠出品照機製洋貨例徵稅年月事項一覽表」民国七年分。
- 64) 賈士毅『関稅与國權』財政部駐滬調查貨價処、1927年、430～437頁。ここに所載の「財政部稅務処会訂機製洋式貨物稅現行辦法」は、本文後述説明から分かるように、1924年に作成した増訂版とみられる。
- 65) 近代史研究所 外交部檔案、03-19,132,132,3,「關於機製洋式貨物請求特別完稅辦法案」、民国13年7月24日；「機製洋式貨物完稅經本処与財政部往復決定辦法請查照辦理由」。
- 66) 『日支綿工業ト支那ノ関稅』（二）41頁。
- 67) また、原史料には「各種土貨免稅」が別項にあり、「暫行免稅」もしくは期限付きの免稅措置を受けた企業を列挙しているが、本稿の表には含めていない。「吉林實習工場」は、この範疇に入れられている。この中にはまた、全国の旧式土布について、國務會議の議決を経て1918年1月より常関の各稅を3年間免除する規定もある。『稅務処一覽統計表不分卷』「核定各種土貨免稅期限年月事項一覽表」光緒三十二年至宣統三年、民国元年；「覈定各種土貨應徵各稅減免期限年月事項一覽表」民国二年～十年。
- 68) 『稅務処一覽統計表不分卷』稅務処撰、民国□年排印本、「核准華洋商廠機製洋式貨物照暫行稅法完稅年月事項一覽表」。
- 69) 「支那関稅改正と帝國」『外交時報』18卷10号、大正2年11月。
- 70) 木村増太郎「釐金とは何ぞや（下）」。
- 71) 『海関権與民国前途』近代中国史料叢刊第七十四輯所收、文海出版社、民国15年序、141～142頁。
- 72) 近代史研究所 外交部檔案、03-19,132,132,3,「關於機製洋式貨物請求特別完稅辦法案」、民国13年8月25日；「准財政部咨稱嗣後無論何國商人有將所製物品請求援案完稅者由外交部將所送貨樣商標咨由農商部轉咨部処核辦等因請查照由」。
- 73) 拙稿「民国初期の商工業者の裁釐要求——津浦鉄道釐金問題を通して——」『孫文研究』17、1994年12月。全国商會聯合會は「釐金及常関に至りては……最早改正の余地なくただ廢止の一方法有るのみ」と述べ、この前提のもとに稅額不足分の補填方法を議論している；『大日本紡績聯合會月報』262号、1914年6月、「支那に於ける関稅改正請願書」。
- 74) 『大公報』1914年7月7日、「中華國貨維持總會商界聯合會上政府修改稅則請願書」。